

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの舞台機構改修工事の実施に当たり、新たに滋賀県県民生活部建設工事等総合評価審査委員会を設置するためおよび滋賀県就学指導委員会の機能の拡充を図り、教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童および生徒の就学先の決定についてのみならず、その後の一貫した教育支援についても助言を行うものとするとともに、その名称の変更を行うため、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県県民生活部建設工事等総合評価審査委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとします。

（別表関係）

(2) 滋賀県就学指導委員会の名称を滋賀県特別支援教育支援委員会に改め、教育支援に関する事項について調査審議することとします。（別表関係）

(3) その他

ア この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を規定することとします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧					新				
本則および付則 省略 別表（第2条関係） 1 知事の附属機関					本則および付則 省略 別表（第2条関係） 1 知事の附属機関				
名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期	名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会	省略				滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会	省略			
(新設)					滋賀県県民生活部建設工事等総合評価審査委員会	知事の諮問に応じて県が発注する県民生活部の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る審査が終了するまでの期間
省略					省略				
滋賀県琵琶湖環境部建設工事等総合評価審査	知事の諮問に応じて県が発注する琵琶湖環境部の所管に属する建設工事等に係る	30人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が	1年	滋賀県琵琶湖環境部建設工事等総合評価審査	知事の諮問に応じて県が発注する琵琶湖環境部の所管に属する建設工事等に係る	30人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が	1年

委員会	地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の10の2 第3項に規定する落札者決定基準の策定 および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。		適当と認める者	
-----	---	--	---------	--

省略

委員会	地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。		適当と認める者	
-----	---	--	---------	--

省略

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
省略				
滋賀県就学指導委員会	教育委員会の諮問に 応じて教育上特別の 支援を必要とする障 害のある幼児、児童 および生徒の適切な 就学を図るために必 要な事項について調 査審議すること。	20人以内	(1) 医師 (2) 学識経験を有 する者 (3) 教育機関の職 員 (4) 県の職員	2年

3 省略

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
省略				
滋賀県特別支援教育支援委員会	教育委員会の諮問に 応じて教育上特別の 支援を必要とする障 害のある幼児、児童 および生徒の教育支 援に関する事項につ いて調査審議するこ と。	20人以内	(1) 医師 (2) 学識経験を有 する者 (3) 教育機関の職 員 (4) 県の職員	2年

3 省略